

令和 8 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

令和7年12月
尼崎市

市税につきましては、日ごろからご協力をいただきありがとうございます。
さて、償却資産（固定資産税）の申告の時期が近づいてまいりましたので、
ご案内いたします。
あなた（貴社）が尼崎市内に事業用として所有されている償却資産について、
この「申告の手引」を参照し、ご申告いただきますようお願いいたします。

提出期限

令和8年1月19日（月）

※法定申告期限は令和8年2月2日（月）ですが、事務処理の都合上、
上記日程までに申告をお願いいたします。



尼崎市シティプロモーション
マスコット あまっこ

- 申告の際には電子申告（eLTAX）をぜひご利用ください。詳しくは次ページをご確認ください。
- 郵送で申告される方へのお願い
申告書（控）に受付印が必要な方は、返信用封筒に切手を貼付し、その封筒に住所・氏名を記入して、申告書（控）も忘れずに同封してください。
※独自に作成した全国統一様式（第26号様式）で申告される場合は、宛名番号と個人番号又は法人番号を記入して、お送りした申告書も返送してください。
- 傷却資産に関する尼崎市ホームページ（ページ番号 1003482）
ぐらし・手続き⇒税金⇒固定資産税・都市計画税⇒固定資産税（償却資産）⇒償却資産の概要



提出先及び問い合わせ先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所南館2階 資産税課（諸税担当）

電話（06）6489-6267

FAX（06）6489-6875

eLTAX（エルタックス）でのご申告について

尼崎市から送付している申告書に印字された宛名番号11桁を所有者コード欄
もしくは備考欄に必ず記入してください。

○申告区分一覧

申告データの作成方法	説明	申告区分
電算処理方式	申告者独自の電算システム等で、全ての所有資産について評価額を算出した情報をもとに申告データを作成する方法です。 「全資産申告（電算処理分）」を選択してください。	1. 全資産申告（電算処理分） 2. 修正全資産申告（電算処理分）
一般方式	評価額の算出は尼崎市で行います。 この場合、「増加資産／減少資産申告」を選択したうえで、前年内に増加、減少した資産のみを申告してください。	3. 増加資産／減少資産申告 4. 修正増加／減少資産申告

○申告区分の確認方法

課台リアル /	発送停止 /
申告書不要 /	申告方法

同封の償却資産申告書（第26号様式）の右下「申告方法」箇所に現在の申告区分を印字しています。（下記4ついずれか）

- ・一般申告
- ・電子一般（一般方式で作成してください）
- ・電算申告
- ・電子電算（電算処理方式で作成してください）

※申告区分変更をご希望の方は、備考欄に変更希望の旨ご記載願います。

記載例：「一般方式から電算処理方式へ変更」

申告に際しては、以下の点にご注意ください。

- 一般方式では、増加資産／減少資産明細書を添付してください。
全資産明細書を提出いただいても、尼崎市では増減資産の特定ができません。
なお、減少資産明細書には、青色の「償却資産明細書」に記載された資産コード（9ヶタ）の数字を必ず記入してください。
- 取得価額の期首の額（前年前に取得したもの欄の額）は前年度期末の額となります。
尼崎市から送付している申告書を使用せず、独自で様式（第26号様式）を作成する場合は、期首の額を合致させてください。
- 耐用年数の記入漏れにご注意ください。
- 取得年月の誤入力にご注意ください。「年・月」を記入していただく項目で、「月・日」を記入する項目ではありません。
- eLTAX（エルタックス）でのご申告についてご不明点がありましたら、下記ホームページをご確認ください。



<https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinkoku/case05/>

1 申告をしていただく方

個人または法人で事業（工場や小売店、飲食店、駐車場、不動産賃貸業など）をされている方で、令和8年1月1日現在、土地・家屋以外の事業用資産を尼崎市内に所有されている方が対象となります。
また、当該資産がない場合も、その旨の申告をお願いいたします。

2 申告について

(1) 提出書類（あてはまる○印の書類をご提出ください。）

令和8年1月1日現在で申告してください。詳しい記入方法は、6ページ以降をご覧ください。

申告区分		一般申告						電算申告
提出者の区分		はじめての申告		前年度までに申告された方				-
提出書類	資産の有無	資産有り	該当資産無し	増加資産有り	減少資産有り	増加減少無し	該当資産無し	増減無し増減有り
償却資産申告書		○	○	○	○	○	○	○
種類別明細書	増加資産用（緑）	○	-	○	-	-	-	-
	減少資産用（赤）	-	-	-	○	-	-	-
	全資産用（緑）	-	-	-	-	-	-	○

3 申告の対象となる償却資産とは

(1) 固定資産税が課税される償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産（機械・器具・備品等）で、**所得税又は法人税の減価償却の対象となる資産**をいいます。（現実に必ずしも所得の計算上損金又は必要な経費に算入されていることは要しません。）
具体的には次のようなものです。（詳細は11ページ）

種別コード	資産の種類	主な資産例
1	構築物 (建物附属設備を含む。)	駐車場施設、舗装路面、簡易内装、フェンス、厨房設備、広告塔、煙突、焼却炉、門、塀、緑化施設、庭園など
2	機械及び置	旋盤、ボール盤、フライス盤、建設機械、印刷機械、ろ過機、ドライ機、脱水機、 太陽光発電設備 など
3	船	ボート、釣舟、漁船、貨物船など(停泊地が尼崎市のもの)
5	車両及び搬	運搬車、大型特殊自動車など（詳細は12ページ） (自動車税又は軽自動車税の課税対象となるものは除く。)
6	工具・器具及び備品	切削・測定工具、型、エアコン、医療機器、娛樂器具、理美容機器、パソコン、コピー機、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、陳列ケース、応接セット、自動販売機、看板など (コンピュータのソフト、自己所有車のカーナビは除く。)

(2) 少額資産について

		取 得 億 額		
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
①	一時損金算入 (※1)	申告不要	—	—
②	3年一括償却 (※2)	申告不要	申告不要	—
③	法人税法第64条の2第1項又は 所得税法第67条の2第1項に 規定するリース資産	申告不要	申告不要	申告要
④	中小企業特例 (※3)	申告要	申告要	申告要
⑤	個別減価償却 (※4)	申告要	申告要	申告要

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 国税においては、租税特別措置法の規定によって、中小企業者等が平成15年4月1日以後に取得した30万円未満の資産を一括で損金・必要経費に算入できますが、当該資産については、固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、申告していただく必要があります(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。

※4 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は、すべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※5 上記①・②・④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付(主要な事業として行われるもの)の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

(3) 借用資産(リース資産)のうち、借主が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金(必要な経費)に算入できる所有権保留付割賦販売等(リース資産)にあたるものは申告の対象となります。(これ以外の借用資産については申告の必要はありません。)

(4) 家屋の賃借人(テナント)等が取り付けた建築設備等(特定附帯設備)について

特定附帯設備とは、家屋の賃借人(テナント)など、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付けた建築設備等(電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等)や外壁、天井、床仕上げ等をいいます。これらの特定附帯設備は、取り付けた方(賃借人等)が償却資産として申告する必要があります。(地方税法第343条第10項・尼崎市市税条例第36条第10項)

また、家屋を新築された当時から取り付けられている建築設備等を撤去し、特定附帯設備を取り付けた場合、家屋の再評価が必要な場合があります。

再評価にあたっては実地調査を行いますので、当該家屋の所有者は資産税課までご連絡ください。

4 特例等について

地方税法に規定する課税標準の特例や非課税に該当する資産を取得された場合は、申告時に関係書類を提出していただくことになります。詳細については資産税課(諸税担当)までお問い合わせください。

5 償却資産(固定資産税)について

(1) 納税義務者

令和8年1月1日における償却資産の所有者です。

(2) 決定価格及び課税標準額

個々の資産の取得価額又は前年度の評価額をもとに、以下の計算式で求めた評価額が決定価格となります。

通常、この決定価格が課税標準額となります。課税標準の特例がある場合は、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

※評価額の求め方

- ・前年中に取得のもの

$$\text{取得価額} \times \left(1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times \frac{1}{2} \right) = \text{評価額}$$

- ・前年前に取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times \left(1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \right) = \text{評価額}$$

○毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。（減価率：旧定率法）

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

※減価率は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第7の「旧定率法の償却率」を適用。

(3) 免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合、償却資産（固定資産税）は課税されません。

(4) 税率及び税額

課税標準額に税率（1.4／100）を乗じた額が税額となります。

（例）課税標準額 2,156,843円の場合

$$\begin{array}{r}
 2,156,000\text{円} \\
 \text{課税標準額}
 \end{array}
 \times
 \frac{1.4}{100}
 =
 \begin{array}{r}
 30,100\text{円} \\
 \text{税額}
 \end{array}$$

（1,000円未満切捨て）

（100円未満切捨て）

(5) 納期限

1期	4月30日	} 4回に分けて納付していただくことになります。
2期	7月31日	
3期	12月25日	
4期	翌年 3月 1日	

注：法定申告期限以降に申告された場合、2期以降の納期になることがあります。

(6) 国税（確定申告における減価償却費）の取扱いとの相違

償却資産の申告は国税の取扱いと相違する部分がありますのでご注意ください。

例えば一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合には按分はせず、その資産全体が償却資産の課税客体となります。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	法人：事業年度 個人：暦年	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法又は定額法の選択制度 〔平成10年4月以降に取得された〕 建物は定額法のみ	定率法のみ *減価率は、法人税の「旧定率法」 で使用する償却率と同じ。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません【注】
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却 (所得税・法人税)	認められます	認められます
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分評価
評価額の最低限度	残存価額1円	取得価額の100分の5

【注】 固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価額を記入してください。

(7) 課税台帳の登録及び閲覧

申告等に基づいて償却資産の価格等を決定すると償却資産課税台帳に登録し、その旨公示します。
償却資産の所有者は、公示日から課税台帳を閲覧することができます。

6 ご注意ください

償却資産の申告は、地方税法第383条で定められた義務です。
なお、正当な理由なく申告をしない場合は過料が科され、虚偽の申告をした場合は罰金などが科されます。
これらの場合、不足税額が追徴されるほか、その不足税額に対する延滞金が徴収されます。
また、あなた（貴社）に備え付けの減価償却資産明細書に記載されている資産内容と申告された種類別明細書の不合を行うため、地方税法第408条に規定の実地調査に伺うことがあります。

7 参考資料提出のお願い

2ページに記載の提出書類のほか、償却資産の確認ができる次の書類の写しについても、あわせてご提出をお願いいたします。

法人事業者 (1) 直近の法人税確定申告書（控）中の別表16と減価償却資産の個別明細書
(2) その他工事明細等減価償却の明細がわかる書類

個人事業者 (1) 直近の所得税の青色申告決算書（控）中の減価償却費の計算
(2) その他工事明細等減価償却資産の明細が分かる書類

申告について分かりにくい点がありましたら、資産税課（諸税担当）までお早めにご相談ください。
なお、窓口に来られる際は、提出書類（2ページ参照）及び上記参考資料をご持参ください。

〈申告書等の主な記載方法について〉

記載内容が異なっている場合は、二重線で消し訂正してください

1~2 住所・氏名には、ふりがなを記入してください。		4 事業種目を具体的に記入してください。	
提出する年月日を記入してください。		5 事業を開始した年月又は法人の設立年月を記入してください。	
2 法人：代表者氏名を記入してください。		6 この申告について直接応答される方の部署名、氏名及び電話番号を記入してください。	
3 個人番号又は法人番号を記入してください。 ※個人番号記載欄に「*」印がされている方につきましては、個人番号の記載を省略していただいて差し支えありません。		7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。	
独自に作成した全国統一様式（第26号様式）で申告される場合は、必ずこの欄に記載されている数字を記入してください。			
※受付番号			
宛名番号			
※異動理由			
第一二六号様式			
8 各項目の有無等について該当する方を○で囲んでください。			
受付印 令和 年 月 日 尼崎市長あて			
令和8年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）（提出用）			
所 有 者 者		3 個人番号又は法人番号 888888888888 4 事業種目 喫茶及びパン製造 （資本金等の額 46 百万円） 5 事業開始年 平成20年9月 6 この申告に応答する者の係及び氏名 経理課 近松 太郎 （電話 06-6489-6267） 7 税理士等の氏名 関西会計事務所 財務 一郎 （電話 06-6489-6268）	
1 住所 又は納税通知書送付先 尼崎市東七松町1丁目20-1 〒660-0051 2 氏名 株式会社ベーカリー尼崎 代表取締役 庄下川 花子 （屋号 はなみずき）		8 短縮耐用年数の承認 有・無 9 増加償却の届出 有・無 10 非課税該当資産 有・無 11 課税標準の特例 有・無 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 14 青色申告 (有)・無	
資産の種類		取 得 価 額	
前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)		1 構築物 11,000,000 455,000 5,450,000 15,995,000 2 機械及び装置 8,600,000 1,998,000 2,168,000 8,770,000 3 船舶 0 0 0 0 4 航空機 0 0 0 0 5 車両及び運搬具 0 0 0 0 6 工具、器具及び備品 52,000,000 1,540,000 920,000 51,380,000 7 合計 71,600,000 3,993,000 8,538,000 76,145,000	
資産の種類		評価額(ホ) ※決定期格(ヘ) ※課税標準額(ト)	
1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計		15 資産の所在地及び家屋の所有部分	
<電算処理による全資産申告を行なう場合のみ記入してください>		16 借用資産 リース会社等 資産名 事務機器 （有）・無 尼崎リース（株） 大阪市北区高田町1-1-1	
(イ) は申告済資産を記入する欄です。		17 備考 (添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。 1.資産減増なし 2.該当資産なし 3.休業・廃業・解散 (新設法人・相続) 市外転出等(異動年月 年 月) (合併先等を記入してください。)	
(ロ) 令和7年中に減少した資産の取得価額を種類別に記入してください。		※処理欄 指定送付日付 / 基本情報 / 担当者名 請合リアル / 発送停止 控除なし 指定控除保存No. / 受付番号 / 申告書不要 / 控除特例 資本No. / 申告方法一般申告 控除なし 催告書引抜済	
(ハ) 令和7年中に取得した資産(申告漏れ等含む)の取得価額を種類別に記入してください。		※について記入の必要はありません。	
17 申告する資産がない場合は、2「該当資産なし」を○で囲んでください。 休業等の場合は、異動年月を記入し、該当項目を○で囲んでください。 法人成の場合は新設法人名を、また、合併、相続等で所有者の変更があった場合は、新所有者名を記入してください。 その他、当該申告について参考となる事項を記入してください。		15 尼崎市内の事業所(店舗、事務所、工場等)の資産の所在地を記入し、自己所有か借家(テナント)について○で囲んでください。 また、2以上の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。	
16 借用(リース)資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。 借用資産がある場合には、リース会社等の名称、資産名等を記入し、リース契約書の写しを添付してください。		16	

種類別明細書記入例 (増資用一緑色印刷)

太枠内は必ず記入してください

令和8年1月1日現在尼崎市内に所有され、次に該当する資産については、この明細書で申告してください。

- ①令和7年中(R7.1.2からR8.1.1)に取得した資産
 - ②令和7年中(R7.1.2からR8.1.1)に他市から移動してきた資産
 - ③令和6年以前に取得した資産で申告漏れであった資産

(自動車・軽自動車税の課税対象となるもの及びコンピュータのソフト等の無形減価償却資産は除く)

令和8年度 宛名番号											種類別明細書 (増加資産・全資産用) (提出用)				※受付番号			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課標準額	増加事由	摘要			
					年号	年	月									率	コード	
01	1		駐車場(路面舗装)	1	5	6	09	3,600,000	10						1・2 3・4 令和7年 申告漏れ			
02	1	△記入する必要はありません	外構工事	1	5	7	10	1,150,000	15						①・2 3・4			
03	1		看板	1	5	7	11	700,000	3						①・2 3・4			
04	2		オーブン	1	5	7	02	968,000	9						①・2 3・4			
05	2		ボイラー工事	1	5	7	10	1,200,000	6						①・2 3・4			
06	6		ショーケース	1	4	29	03	500,000	6						①・2 3・4 西宮市から移動			
07	6		コピー機	1	5	4	08	270,000	6						①・2 3・4 価額訂正			
08	6		パソコン	1	5	7	12	150,000	4						①・2 3・4			
09				1	5										①・2 3・4			
10				1	5										①・2 3・4			
19						5									①・2 3・4			
20						5									①・2 3・4			
小計				8	8,538,000													
ページごとに合計を記入してください。															注1 申告誤りなどによる資産の種類、取得年月、取得価額、耐用年数を変更された場合の増加記入例です。増加事由及び摘要欄も必ず記入してください。 ※過年度へ遡及して課税となる場合があります。			
<p>(1) 漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を左詰めで、枠の中に分かりやすく記入してください。 (略字は使用しないでください。)</p> <p>(2) 20字以内とし、記号も1字と数えます。</p> <p>(3) 上欄と同じ名称等でも「同上」、「〃」は、使用しないでください。</p>																		
<p>(1) 資産の購入代価と工事費など、その資産を事業の用に供するため直接要した費用の合計額を記入してください。 〔当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費〕</p> <p>(2) 法人税法又は、所得税法の規定による圧縮記帳を行っている資産について は、圧縮前の取得価額を記入してください。</p> <p>(3) 取得価額が不明な場合は、見積価額を記入し、摘要欄にその旨を記入して ください。</p>																		

種類別明細書記入例 (減少資産用一赤色印刷)

太枠内は必ず記入してください

同封の償却資産明細書(令和7年度までに申告していただいた内容により作成したものです。)のうち
次に該当する資産については、この明細書で申告してください。

- ①令和7年中(R7.1.2からR8.1.1)に売却、滅失、移動などにより減少した資産
②令和6年以前に減少した資産で申告漏れであった資産

令和8年度												
宛名番号												
行番号	資産の種類 (資産コード)	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額		耐用年数 特例コード	減少の事由及び区分	摘要	
				年号	年	月						
01	1 00000001	フロント看板	1	4	29	9	455,000			1・②・3・4	①・2	令和7年老朽化のため廃棄
02	2 00000006	置台(ステンレス製)	1	5	2	7	750,000			1・2・③・4	①・2	令和7年西宮市へ移動
03	2 00000007	ワークステーション	1	4	30	8	1,248,000			①・2・3・4	①・2	令和7年売却(尼崎事務機器)
04	6 00000007	冷凍ケース	1	4	28	10	1,100,000			1・②・3・4	①・2	令和7年修理不能のため廃棄
05	6 00000008	カート	2	4	25	10	240,000			1・②・3・4	1・②	当初取得価額72万円(数量6)のうち24万円(数量2)廃棄
06	6 00000009	コピー機	1	5	4	8	200,000			1・2・3・4	①・2	価額訂正
07										1・2・3・4	1・2	
18										1・2・3・4	1・2	
19										1・2・3・4	1・2	
20										1・2・3・4	1・2	
小計 7 3,993,000										ページごとに合計を記入してください。		
(1) 漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を左詰めで、枠の中に分かりやすく記入してください。 (略字は使用しないでください。) (2) 20字以内とし、記号も1字と数えます。 (3) 上欄と同じ名称等でも「同上」、「」は、使用しないでください。										注1 申告誤りなどによる資産の種類、取得年月、取得価額、耐用年数を変更された場合の減少記入例です。減少事由及び区分、摘要欄も必ず記入してください。 ※過年度へ遡及して課税となる場合があります。		

- (1) 漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を左詰め、枠の中に分かりやすく記入してください。
(略字は使用しないでください。)

(2) 20字以内とし、記号も1字と数えます。

(3) 上欄と同じ名称等でも「同上」、「〃」は、使用しないでください。

申告誤りなどによる資産の種類、取得年月、取得価額、耐用年数を変更された場合の減少記入例です。減少事由及び区分、摘要欄も必ず記入してください。
※過年度へ追溯及ぼす課税となる場合があります。

- 申告済の資産の名称・数量に変更がある場合は、同封している償却資産明細書の該当する箇所を二重線で消し、朱書き訂正の上、提出してください。その際必要な方は、写しを取っておいてください。
 - 名称は漢字等で最大20文字以内です。
 - 資産の種類・取得年月・取得価額・耐用年数に変更がある場合は、減少資産用の種類別明細書(赤色)でいったん減少させ(8ページ注1)、増加資産用の種類別明細書(緑色)で増加させてください(7ページ注1)。

賃貸住宅・事業用(店舗・事務所・倉庫等)家屋を 所有されている方へ

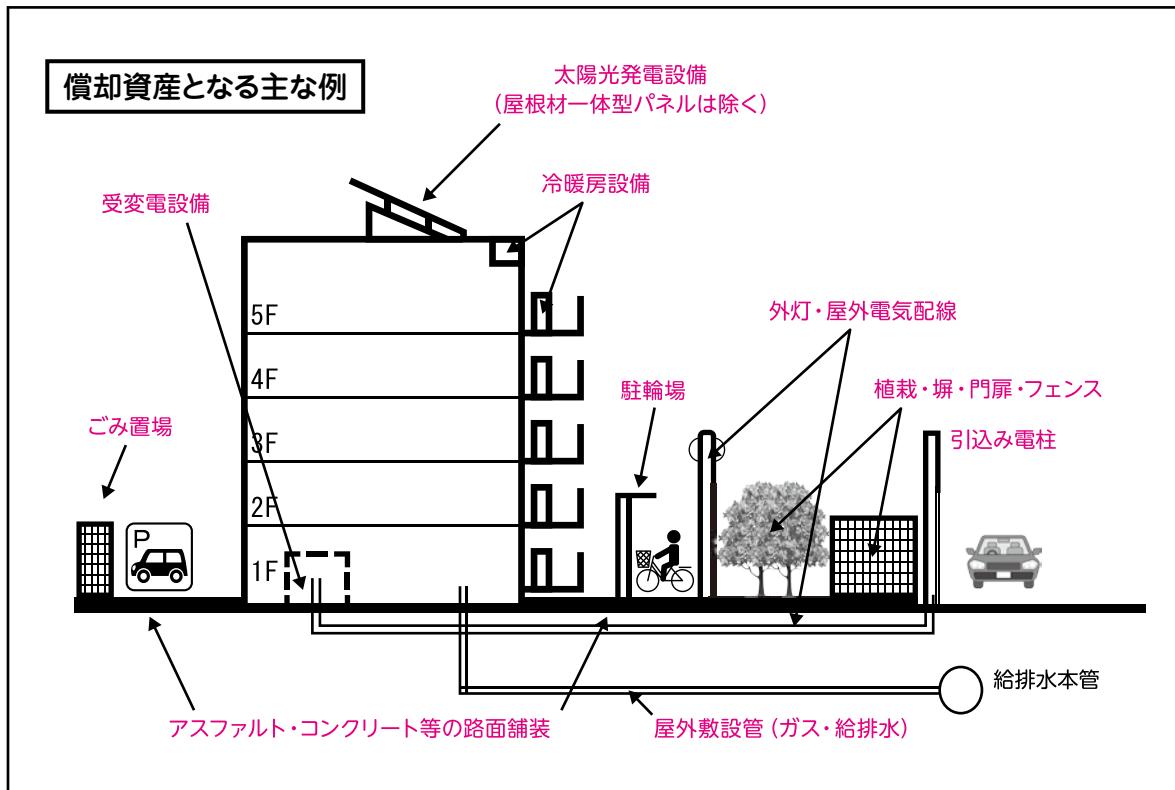
賃貸住宅・事業用(店舗・事務所・倉庫等)家屋を所有されている方は、家屋と構造上一体をなしていない外構、路面舗装、駐車(輪)場、ごみ置場、エアコン、郵便ポスト、宅配ボックス、インターネット設備、屋外配管・配線・設備など(下図参照)は土地・家屋の評価には含まれず、「償却資産」として申告が必要です。

なお、税務上「建物一式」として資産をまとめて減価償却している場合であっても、該当する資産を抜き出して申告していただく必要があります。

○賃貸物件(棚卸資産)を所有されている方へ

棚卸資産に係る申出書を提出してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

1. 賃貸募集開始から一年を超えて継続し、かつ賦課期日時点で賃貸行為を行っている場合
2. 財務諸表上の計上区分を棚卸資産から固定資産に変更し、その減価償却費が所得の計算上損金又は必要経費に算入される場合



※ご注意ください

賃貸住宅・事業用家屋等にかかる償却資産の申告漏れについて、尼崎市では毎年調査を行い、未申告又は申告内容が現地の状況と一致しないと考えられる方に文書を送付しております。

償却資産の申告は、地方税法第383条で定められた義務です。正当な理由なく申告をしない場合は過料が科され、虚偽の申告をした場合は罰金などが科されます。

業種別の課税対象償却資産の例示

各業種共通のもの	駐車(輪)場設備、受変電設備、発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、内装工事、簡易間仕切、応接セット、インターネット設備、ロッカーキャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、防犯カメラ、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす、オンライン資格確認端末等
駐車・駐輪場事業	外灯、屋外電気配線、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、料金精算機、白線、アスファルト舗装、サイクルロック等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、クレーン、福利厚生設備等
バー、喫茶、軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄機、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラー、ボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内・外装、駐輪・駐車場設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤铸造機、裁断機等
建設業	ロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帶鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈り機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等
賃貸住宅、 サービス付き高齢者 向け住宅	太陽光発電設備、受変電設備、エアコン（家屋一体型を除く）、駐車（輪）場、集合ポスト宅配ボックス、ごみ置場、外灯・屋外電気配線、アスファルト・コンクリート舗装、白線、植栽、塀、門扉、屋外敷設管（ガス・給排水）、防犯カメラ、インターネット設備等

家屋と償却資産の区分表(建築設備) 主な資産の例示

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事(※取り外し容易な間仕切は償却)	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式(キュービクル等)		○		○
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備、無停電電源設備、充電器、配線・配管等		○		○
	太陽光発電	設備一式(設置型)		○		○
		設備一式(屋根建材一体型)	○			○
		蓄電池設備		○		○
	中央監視装置	電灯、動力、電源設備関係の遠隔操作制御盤一式		○		○
	電力引込設備	電力会社から供給を受けるための建物までの引込工事一式		○		○
	動力配線設備	屋外設備一式、電気錠等		○		○
		事務室用照明用電気配線、低圧幹線設備等上記以外の設備	○			○
	照明器具設備	屋外照明、ネオンサイン、外灯、蛍光灯等の消耗品等		○		○
		屋内照明等	○			○
給排水設備	TV等共同 視聴設備	受像機(テレビ)、電波障害対策設備等		○		○
		配線・配管、親アンテナ、整合器、分岐器、増幅器等	○			○
	LAN設備	サーバー、光ファイバーケーブル、配線等設備一式(※OAフロア工事は家屋)		○		○
	監視カメラ設備 (ITV)	受像機(テレビ)、防犯カメラ、録画装置、遠隔操作盤等の機器等		○		○
		配線・配管等	○			○
	電話設備・ 放送・拡声設備	電話機、交換機、マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配線・配管、端子盤等	○			○
	非常等設備	ガス漏れ警報装置、漏電警報装置等		○		○
		避雷設備、非常用照明設備、火災報知設備、非常通報設備等	○			○
	インターホン設備	親機、子機、配管・配線等	○			○
空調設備	衛生設備	大小便器、洗面器、浴槽等	○			○
	給排水設備	屋外設備、屋外引込工事、井戸工事等		○		○
		屋内配管、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(取り外しが容易な瞬間湯沸器)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、屋外引込工事等		○		○
		屋内配管等	○			○
運搬設備	昇降機等	ルームエアコン(壁掛、床置き型)、エアシャワー等		○		○
		天井埋め込み等容易に移動できないもの、ダクト、配管等	○			○
厨房設備	厨房設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機等		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)、メールショット設備等	○			○
消防設備	消防設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル等)、寮・社員食堂等		○		○
		上記以外の設備	○			○
清掃設備	清掃設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ、屋外消火栓設備等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、ハロゲンガス消火設備等	○			○
事業用設備	看板等	窓ふきゴンドラ、ダストショット等	○			○
	病院等	ナースコール設備、特定要件表示設備(表示盤と発信器で構成)	○			○
		医療用ポンプ設備、吸引設備、ポンベ、真空ポンプ、X線設備、消毒設備	○			○
	倉庫等	ドックシェルター、エアシェルター、冷蔵冷凍用冷却装置、天井クレーン等	○			○
	金融機関等	夜間金庫、株式価格表示設備等	○			○
	その他	POSシステム、浴場等のろ過機、ホール等のスクリーン(※幕吊下げ装置は家屋)	○			○
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・フェンス・緑化設備等)		○		○
	駐車場等	機械式駐車設備(ターンテーブル装置等)、路面舗装、駐輪場等		○		○
	その他	ゴミ置場、ゴミ焼却炉、メールボックス、宅配ボックス等		○		○

固定資産税(償却資産)に関するよくある質問(Q&A)

Q1 償却資産申告書は前年度の申告内容と変更がない場合でも申告が必要ですか?

A 法定耐用年数を経過しても、事業用資産として所有しておられる償却資産は申告する必要があります。そのため、前年度の申告内容と変更がない場合でも、申告が必要です。

Q2 償却資産申告書は免税点に満たない場合でも提出が必要ですか?

A 申告に基づく固定資産税評価により、課税又は免税点未満かを決定しますので、事業をされている場合は申告が必要となります。ただし、事業内容からみて、現に事業用資産がなく、また将来的にも事業用資産を必要としないような事業をされている場合は、その旨を申告後、申告書の発送を一端保留することも可能です。なお、課税標準となるべき額(尼崎市での全資産の合計額)が150万円(免税点)未満の場合は、固定資産税(償却資産)は課税されません。

Q3 リース資産について、償却資産の申告はどうなりますか?

A リース資産は、原則としてリース会社が申告対象となります。ただし、借主が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金(必要経費)に算入できる所有権留保付割賦販売等(リース資産)にあたるものは借主が申告の対象となります。

Q4 賃借人(テナント)が行う内装工事等は償却資産の申告の対象ですか?

A 申告の対象となります。建物の所有者と使用者(テナント)が異なる場合に、使用者が施工した内装や建物附属設備(電気・ガス・給排水・衛生・空調・運搬設備等)については、基本的に家屋の固定資産税評価に含まれていません。この場合、使用者が償却資産として申告が必要です。

Q5 賃貸住宅や事業用(店舗・事務所・倉庫等)家屋を所有していますが、償却資産の申告は必要ですか?

A 建物部分は固定資産税の家屋の対象であることから、申告の必要はありませんが、外構や舗装工事、駐車(輪)場、屋外の電気・ガス・給排水の引き込み工事、壁かけエアコン、植栽、インターネット設備等は事業用資産として償却資産の申告が必要です。

Q6 自動車について、償却資産の申告は必要ですか?

A 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち大型特殊自動車については償却資産の課税対象となります。自動車税の課税対象になる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車については償却資産の課税対象にはなりません。小型・大型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則別表第1で次の①・②のとおり定められています。

① 特殊自動車

フォークリフト、ショベルローダなど。

特殊自動車は車両の大きさ(排気量の制限はありません。)及び最高速度によって分類されます。

A 長さ	B 幅	C 高さ	D 最高速度
4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15km/h 以下
A～D 全ての要件の範囲内			→ 小型特殊自動車
それ以外			→ 大型特殊自動車

② 農耕作業用自動車

農耕トラクター、コンバインなど。

農耕用作業車は、最高速度によって分類されます。(制限速度ではありません。)

最 高 速 度
35km/h 未満 → 小型特殊自動車
35km/h 以上 → 大型特殊自動車

個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認書類の提出について

償却資産申告書受付事務（地方税法第383条）を行うため、償却資産申告書（償却資産課税台帳）（第26号様式）の所定の欄に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：番号法）」第9条に基づき、個人番号（マイナンバー）を記入する必要があります。

また、番号法第16条に基づき、マイナンバーの記入が必要な届出をするときには、なりすまし防止のために、個人番号を確認するための書類（A欄）と身元を確認するための書類（B欄）が、それぞれ必要になります。

具体的には、以下の書類を償却資産申告書と合わせて提出することが必要です。郵送の場合は、書類又は写しを提出してください。なお、尼崎市では電話でマイナンバーの本人確認を行うことはありません。

本人の場合		
窓口・郵送	A 番号確認 (①～④の いずれかを提示・添付)	B 身元確認 (①～③の いずれかを提示・添付)
	<p>① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)</p> <p>② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能</p> <p>③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)</p> <p>④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)</p>	<p>① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)</p> <p>② 顔写真付き身分証明書 (以下のの中から、いずれか1点) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等 (官公署から発行・発給された書類、または これに類する書類で、写真の表示があり、氏名、 生年月日又は住所が記載されたもの)</p> <p>③ 顔写真なし身分証明書 (以下のの中から、いずれか2点) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、 特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、 納税証明書(いずれも提示時において領収日付 又は発行年月日が6ヶ月以内)</p> <p>住民票、戸籍の附票、戸籍(謄・抄本)、印鑑登録 証明書、住民票記載事項証明書 (いずれも提示時において 有効なもの又発行、 発給されてから6ヶ月以内)</p> <p>社員証、生活保護受給者証、 恩給等の証書、医療受給者証、 預金通帳の写し(いずれも提示時に有効なもの)</p>
エルタックス 電子申告	<p>① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)</p> <p>② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能</p>	<p>③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)</p> <p>④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)</p>
		<p>① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)</p> <p>② 署名用電子証明書</p>

代理人の場合			
窓口・郵送	A 本人の番号確認 (①～④の いずれかを提示・添付)	B 代理人の身元確認 (①～③の いずれかを提示・添付)	代理権の確認 (①か②の いずれかを提示・添付)
	<p>① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)</p> <p>② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能</p> <p>③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)</p> <p>④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)</p>	<p>① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)</p> <p>② 顔写真付き身分証明書 (以下のの中から、いずれか1点) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等 (官公署から発行・発給された書類、または これに類する書類で、写真の表示があり、氏名、 生年月日又は住所が記載されたもの)</p> <p>③ 顔写真なし身分証明書 (以下のの中から、いずれか2点) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、 特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、 納税証明書(いずれも提示時において領収日付 又は発行年月日が6ヶ月以内)</p> <p>住民票、戸籍の附票、戸籍(謄・抄本)、印鑑登録 証明書、住民票記載事項証明書 (いずれも提示時において 有効なもの又発行、 発給されてから6ヶ月以内)</p> <p>社員証、生活保護受給者証、 恩給等の証書、医療受給者証、 預金通帳の写し(いずれも提示時に有効なもの)</p>	<p>① 法定代理人の場合 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類</p> <p>② 任意代理人の場合 委任状</p>
エルタックス 電子申告	<p>① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)</p> <p>② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能</p>	<p>③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)</p> <p>④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)</p>	<p>① 法定代理人の場合 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類</p> <p>② 任意代理人の場合 委任状</p>

②山折り
③山折り

（差出人）
住所
〒
兵庫

6 6 0 - 8 5 0 1

⑤のりしろ

⑥のりしろ

⑤のりしろ

※申告書を郵送で提出される際に、
切り取って封筒に貼ってご使用ください。

〒660-8501
尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所 南館2階
資産税課(諸税担当) 行